

# 時津町犯罪被害者等支援条例



時津町イメージキャラクター  
「とっきー」

令和2年4月1日施行



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク「ギョットちゃん」

## はじめに

犯罪被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われ、家族を失い、障害を負わされ、又は財産を奪われるといった直接の被害に加え、ひぼう中傷又は報道等により、正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調及びプライバシーの侵害等の犯罪等に関して間接的に生じる「二次的被害」にも苦しめられています。

このため、時津町では、犯罪被害者等の心に寄り添い、権利利益を保護し、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に「時津町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

## 主な取組

- 犯罪被害者等のおかれている状況や悩みを理解し、関係機関・団体との連絡調整を行い、各種支援制度の利用につなげるワンストップ窓口を設置します。
- 犯罪被害者等が「二次的被害」を受けるのを防ぐために、地域・職場・学校などで犯罪被害者等支援についての理解を深める広報・啓発活動を行います。
- 犯罪被害者等に対して、適切なサービスの提供や住居の確保の支援による日常生活の支援や見舞金の支給による経済的な負担の軽減を図ります。

## お問い合わせ先

時津町役場 総務部 総務課

電話：095-882-2212 FAX：095-882-9293

ホームページ：<https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>

# 時津町犯罪被害者等支援制度の概要

## 目的

犯罪被害者等に対する支援により、犯罪被害者等の心に寄り添い、権利利益を保護し、もって町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与すること。

## 基本理念

犯罪被害者等支援の個人の尊厳を保障し、適切な施策を途切れることなく講じること。  
町・町民・事業者が自己の責務を認識し、相互に連携・協働すること。

## 町・町民・事業者の責務

町は犯罪被害者等に対して施策を実施する。  
町民・事業者は犯罪被害者等への理解を深め、協力・配慮するよう努めなければならない。

## 相談等

犯罪被害者等が日常生活を取り戻すため、町は犯罪被害者等から相談を受ける窓口を設置し、必要な情報提供、助言及び犯罪被害者等支援に精通する者の紹介等必要な施策を講じる。

## 居住の安定

犯罪等により従前の住居での居住が困難となった犯罪被害者等に対して町営住宅入居における特別の配慮等の支援を行う。

## 回復の支援

犯罪被害者等の心身の回復のために、関係機関等と連携して適切な保健医療サービス、福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行う。

## 見舞金の支給

犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族に30万円（遺族見舞金）、犯罪行為により重傷病を負った者に10万円（重傷病見舞金）を支給する。

## 研修・広報啓発・民間団体支援

町は、犯罪被害者等の支援を担う人材育成のため、研修等を行う。  
町は、町民・事業者が犯罪被害者等の状況、二次的被害防止の重要性等について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行う。  
町は、犯罪被害者等を支援する民間団体等が適切かつ効果的な支援を推進できるよう、必要な施策を講じる。